

にいまるいちなな プラス テン

「建設産業政策2017+10」後の取組について

①技能労働者の能力評価について

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが平成30年秋に運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施

※専門工事業団体等へのヒアリングも実施

※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

平成29年11月13日（月）	第1回検討会
12月14日（木）	第2回検討会
平成30年 1月29日（月）	第3回検討会
2月28日（水）	第4回検討会
3月中	第5回検討会
	中間とりまとめ

委員

○座長

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
（一社）日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
（一社）日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
（一社）日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
（公社）全国鉄筋工事業協会 理事	池田 慎二
（一社）日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
（一社）全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
（一社）日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
（一社）日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
（一社）日本建設業連合会	能登谷 英俊
（一社）全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
（一社）全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
（一社）住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
（一財）建設業振興基金建設キャリアアップ運営準備室 総括研究部長	田尻 直人

オブザーバー

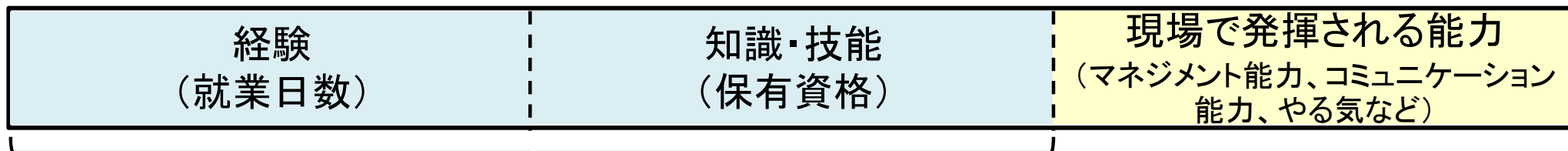
（一社）建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官	奥野 正和
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行

【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室長	矢吹 周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	高田 龍

- 今般の技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステムによって客観的な把握が可能な技能者の経験（就業日数）と知識・技能（保有資格）を活用して評価を実施。
- 評価により、技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行い、
 - ① 建設キャリアアップカードの色分けへの反映（キャリアアップの道筋を提示）
 - ② 専門工事企業の施工能力等の見える化への連動（良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境整備）
 - ③ レベルを参考とした個社や元請企業における技能者の具体的な処遇決定により、建設技能者全体の処遇の底上げを目指す。

<建設技能者の能力の要素>



建設技能者の能力評価制度の対象

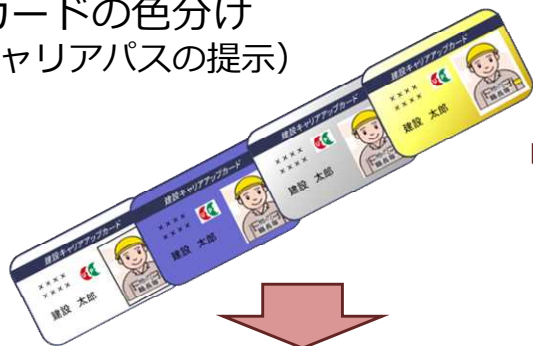
(建設キャリアアップシステムにおいて客観的に把握可能)

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け
(処遇改善の土台作り)

③レベルを参考に、現場での能力を加味して具体的な処遇を決定

例：優良技能者認定制度（日建連）登録基幹技能者（登録基幹技能者講習を修了した者）のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して元請企業が手当支給

①カードの色分け
(キャリアパスの提示)



②専門工事企業の施工能力等の見える化への連動

【見える化の対象項目(イメージ)】

○所属する技能者の人数・評価 など

→ 良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備

建設技能者全体の処遇の底上げ

②建設業における働き方改革について

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



←
平成
29年
6月
29日
第1
回
連絡
会議

構成員

（平成29年9月1日現在）

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
 総務省自治行政局長
 財務省主計局次長
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
 厚生労働省大臣官房総括審議官
 厚生労働省労働基準局長
 農林水産省大臣官房総括審議官
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
 国土交通省大臣官房長
 国土交通省大臣官房技術審議官
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
 国土交通省土地・建設産業局長
 国土交通省鉄道局長
 防衛省施設監
 事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）について確認

7月28日 主要な民間発注団体（経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協）、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- 各省庁等における取組状況について説明

※その後も随時開催（進捗状況のフォローアップなど）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、建設業者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、週休2日の確保等を考慮して、適正な工期を設定。予定された工期での工事完了が困難な場合は、適切に工期を変更。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。6

民間発注各分野の動き

分野ごとに発注者、受注者、行政でガイドラインの実行のための具体的な方策の検討を開始。

【鉄 道】

○ 8月25日に、第1回連絡会議を開催

・鉄道事業者等の発注工事の実態を把握した上で、鉄道分野の建設工事等における働き方改革を推進するための具体的な方策等について検討



第1回会議の様相

【住宅・不動産】

○ 10月11日に、第1回連絡会議を開催

【電 気】

○ 9月22日に、第1回連絡会議を開催

【ガ ス】

○ 9月25日に、第1回連絡会議を開催

建設事業者団体の動き

【日本建設業連合会】

- 働き方改革4点セットの策定
(平成29年9月22日決定)
 - ・働き方改革推進の基本方針
 - ・時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行
※ 2019～2021年度：年960時間以内、
2022年度・2023年度：年840時間以内等
 - ・週休2日実現行動計画試案(案)の策定
※ 計画は12月22日決定
 - ・改めて労務賃金改善の推進

【全国建設業協会】

- 働き方改革行動憲章の策定
(平成29年9月21日)

【全国中小建設業協会】

- 働き方改革と生産性向上に関する特別委員会を設置
(平成29年9月)

※ このほか、建設業関係10団体(日建連、全建、日建経、全中建、建専連、電設協、日空衛等)が働き方改革に関して意見交換を実施
(平成29年9月12日)

③建設業関係予算について

- 中長期的に高齢者の大量離職が見込まれる中、建設業が今後も経済成長に必要な供給力を維持するためには、建設業の大半を占める中小建設企業の「生産性革命」が喫緊の課題。
- 建設業従事者一人一人の生産性を高めることを通じた中小建設企業の「生産性革命」を進めるため、①新規入職人材の効果的な育成や、②入職後一定期間を経過した中堅人材に対するリカレント教育（建設リカレント教育）を通じた技能水準等の向上を重点的に支援する。

新規入職人材

①新規入職人材の効果的な育成

【課題】

- 中長期的に高齢技能者の大量離職が見込まれる中、将来の建設業を支える若年技能者の効果的な育成が喫緊の課題。
- 個々の中小建設企業において人材育成への余力が不足する中、新規入職人材が効果的かつ早期に技能を習得し、生産性を高めるための環境整備が必要。

【施策概要】

- 将来を見据えた新規入職人材の効果的な資格の取得や知識の習得等を促進するため、以下に関する特別講習を実施。
 - ・スキルアップする上で重要な資格取得等
(例：技能検定、特殊建機の講習、登録基幹技能者講習)
 - ・職場の安全確保や労働環境等に関する知識の習得
(例：安全な作業手順（安全衛生）、労働法令)
 - ・建設キャリアアップシステム（※）の活用を通じた処遇改善や技能研鑽

（※）キャリアアップカードの使用により、就業履歴、保有資格、研修受講履歴等が蓄積される。

中堅人材

②建設リカレント教育を通じた中堅人材の技能水準等の向上

【課題】

- 中小建設企業においては、中堅人材向けの高度な技能やマネジメントの習得の機会が不足。特に、地方の建設業従事者にとっては金銭的・時間的な制約も課題。
- 中小建設企業の実績に直結する中堅人材の技能水準等を向上させるための環境整備が必要。

【施策概要】

- 中堅人材の技能水準等の向上を図るため、以下の建設リカレント教育を推進。
 - ・遠隔地でも受講可能なICTを活用した研修プログラムの作成等
 - ・専門技能の幅を広げることによる多能工の育成
 - ・適切な労務管理のための実態調査や研修等（※）

（※）新国立競技場建設現場において過労自殺事案が発生（本年7月判明）したほか、多数の建設業者が違法な時間外労働を行っていたことが明らかになっており、適切な労務管理のための調査・啓発を通じて有為な人材の定着及び生産性の向上を推進。

施策効果

- 中小建設企業の将来の生産性を担う新規入職人材と生産性向上を牽引する中堅人材の育成
- 建設業従事者一人一人の生産性を高めることを通じた中小建設企業の実績向上

- 建設産業においては、担い手の確保・育成、働き方改革の推進、生産性向上の推進の3つの柱に沿って重点的に施策を実施。
- 特に、働き方改革については、本年3月に働き方改革実行計画が決定され、建設業についても時間外労働規制が適用されることになったことを踏まえ、民間発注工事等における取組など必要な環境整備に向けた施策を強力に推進。

担い手の確保・育成

社会保険加入の徹底・定着

H30 23百万
(H29 22百万円)

- 小規模事業者・労働者単位の加入や法定福利費の確保等、課題の残る分野を中心に、引き続き対策を実施。

専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討

H30 19百万円
(新規)

- 優れた技能者を雇用・育成し、施工能力の高い専門工事企業が選ばれる環境を整備するため、専門工事企業の施工能力、技能者の情報などを「見える化」(評価)する仕組みの構築に向けた検討を実施。

建設分野の外国人材活用の適正化事業

H30 81百万
(H29 80百万円)

- 外国人建設就労者の適正な監理に向けた巡回指導や母国語による電話相談、受入状況把握・共有のための実態調査や管理システムの運営等を実施。

建設職人の安全・健康の確保の推進

H30 20百万円
(新規)

- 建設工事従事者安全・健康確保法に基づき、安全衛生経費の内容・計上方法等の実態調査、安全衛生経費の定義付け、下請まで適切に支払われるための施策の検討等を実施。

(再掲) 多様な入札契約方式の活用促進事業

働き方改革の推進

- 特に、技術者については長時間労働の是正、技能労働者については休日の確保に向けて、以下のとおり重点的な対策を講じるとともに、建設業許可手続等の電子申請化を通じて建設企業の負担軽減を図る。

民間発注工事等における働き方改革の推進

H30 48百万円
(新規)

- 民間発注団体や建設業団体等が連携した推進体制を構築し、週休2日を前提とした適正な工期設定、施工時期の平準化等が民間発注工事等においても浸透するよう、実態調査や先導的モデル事業を実施。
- 工期改善等に際しての課題の抽出及び解決に向けた検討を行うとともに、適正工期ガイドラインについて、民間工事における業態ごとの特性や課題を踏まえた改訂を実施。

建設技術者の働き方改革の推進

H30 21百万円
(新規)

- 施工技術の進展を踏まえた建設技術者の現場労働時間の短縮・平準化を検討。
- 建設技術者が行う施工体制に関する書類作業時間の短縮を検討。
- 長時間労働の是正に効果的な取組や優良事例を収集・整理し、水平展開を実施。

建設業における女性の働き方改革の推進

H30 33百万円
(H29 50百万円)

- 建設業における女性活躍推進のため、女性技能者の入職・定着に取り組む企業や団体に対するコンサルティング等を通じた課題解決に対する支援を実施。

建設業許可等の電子申請化に向けた検討

H30 14百万円
(新規)

- 建設業許可や経営事項審査における企業・許可行政庁双方の負担を軽減し、働き方改革を実現するため、電子申請化に向けた調査・検討を実施。

生産性向上の推進

地域建設産業における多能工化の推進

H30 60百万円
(新規)

- 中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効。
- 中小・中堅建設企業で構成するグループによる多能工育成を支援するモデル事業を実施し、多能工化に取り組む際の手法等についての手引きを作成。

地方の入札契約改善促進事業

H30 96百万円
(H29 70百万円)

- 公共工事の入札契約の取組が遅れていたり、発注者体制が比較的脆弱な自治体に対し、専門家を派遣し、計画的な発注計画(平準化)の策定や発注ロットの見直し等の実務的な支援を実施。
- それらの取組を「見える化」することにより、入札契約の改善や発注者体制の補完に資する事例集やガイドライン等の策定を実施。

(再掲) 建設技術者の働き方改革の推進

(再掲) 建設業許可等の電子申請化に向けた検討

④ 経営事項審査の改正について

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
 - ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
 - ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

方向性を受けた経審の改正

① W点のボトムの撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響

② 防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

③ 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）

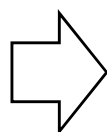
①W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

改正の背景・目的

- 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性（W点）における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

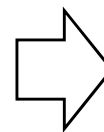
<～H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<～H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24～現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

- また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等（W点）における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等（W）の合計（右表のA）が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、**これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する**

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。

こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3: 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

③ 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにつながっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

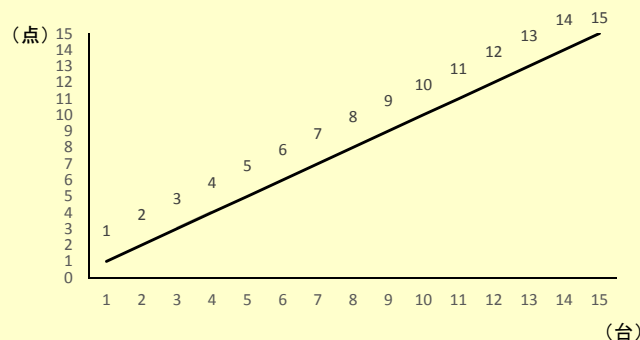
改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

① 加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

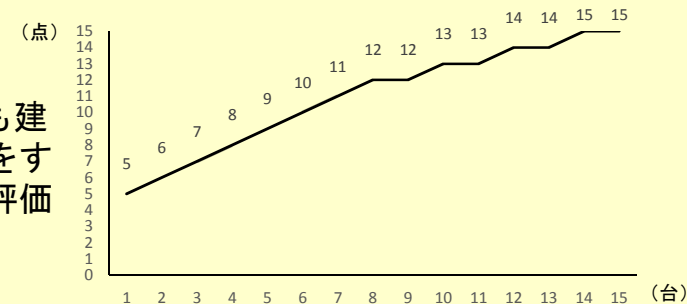
【現行制度】

1台につき加点1
(最大15点)



【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価
(最大15点)



台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

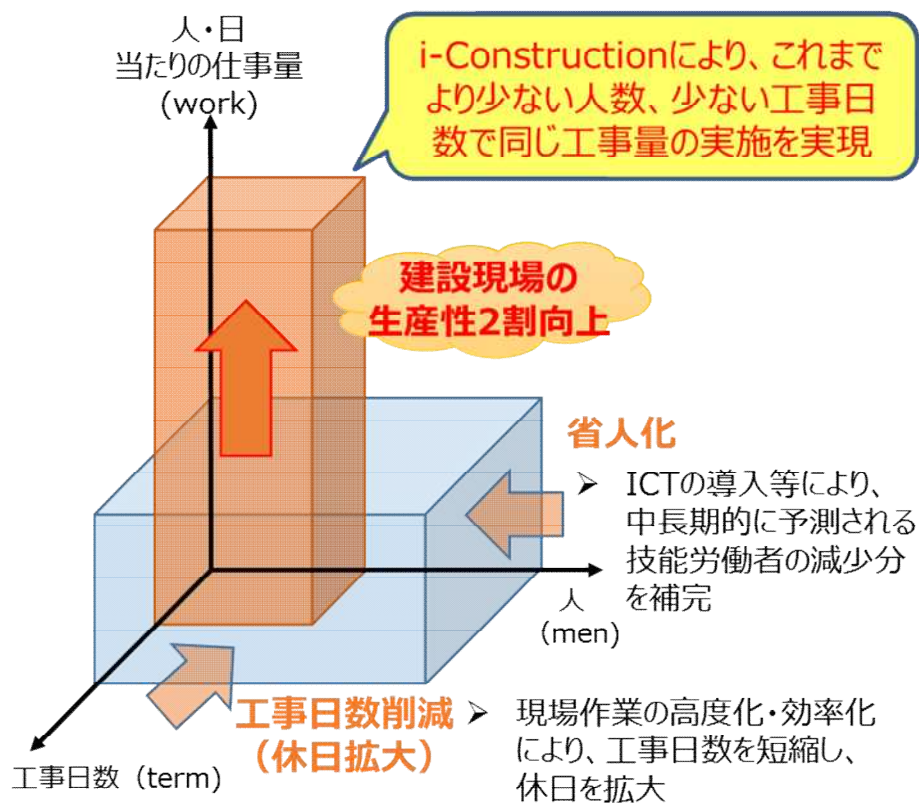
② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする 15

⑤ 3次元データの利活用方針について

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- また産官学連携の体制により、公共工事の3次元データ活用拡大のため、「**データ利活用方針**」を作成するとともに、**3年以内にオープンデータ化**を実現することで、シームレスな3次元データの利活用環境整備、新たなビジネス創出を目指す。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成28年度は1,620件以上の工事で公告し、584件の工事でICT土工を実施し、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- あわせて、**ICTに関する研修やベストプラクティスの共有**等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

■ ICT施工の実施状況

工種	時点	H28年度		H29年度	
		公告工事	ICT実施	公告工事	ICT実施
土工	10月時点 (年度)	752 (1,625)	279 (584)	965	559
舗装	10月時点	—	—	55	9
浚渫	10月時点	—	—	28	22

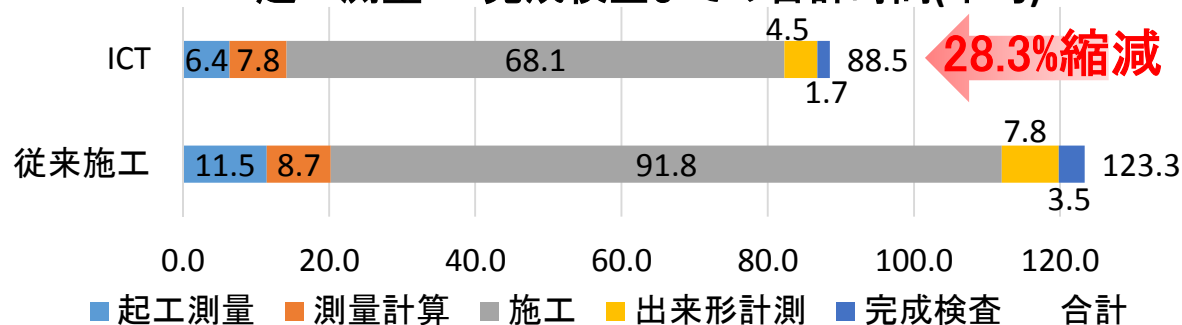
■ i-Constructionに関する研修

	H28年度	H29年度 (予定含む)
	回数*	回数*
施工業者向け	281	約300
発注者向け	363	約250
合計	468	約400

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

■ ICT施工の効果

起工測量～完成検査までの合計時間(平均)



■ ベストプラクティスの共有等

- ・事例集の作成
- ・見学会等の開催
- ・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の創設
- ・i-Constructionロゴマークの作成



見学会の開催

データの利活用に向けた取組み

G空間情報センターとの連携

- 3次元データの普及・拡大にあたっては、G空間情報センターの情報等と併せて活用することで、様々な利活用モデルの実用化を図ることが可能となるため、積極的に連携を図る

3次元データの仕様の標準化

- 2017年度は橋梁及び土工、2018年度はトンネル、ダム、河川構造物（樋門・樋管）におけるデータの標準的な仕方を整備。またファイル形式については、国際標準化の動きとあわせ、順次、国際標準を適用する

2次元図面の利活用

- 電子納品保管管理システムに格納されている2次元図面を活用し3次元データ化する方法を2019年度までに開発し、転換を図る

データの流通・利活用システムの構築

- 「CIM導入推進委員会」において、2018年度までに3次元データを効率的に流通・利活用させるシステムの仕様等を取りまとめ、2019年度からシステムを構築する

3次元データ利活用モデルの実現支援

- 国土交通省が持つ3次元データと、国や地方公共団体等が持つ地形・地盤・気象・交通情報などのデータを連携して利活用することにより、様々なモデルの構築が可能となるよう、データのオープン化など3次元データの利活用が促進される環境を整備する

⑥技術者制度について

- ・ 工事量が増加傾向にあるにもかかわらず技術者数に減少傾向が見られる電気通信工事においては、施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があるため、電気通信工事施工管理技術検定を新設。

◆改正前の検定種目

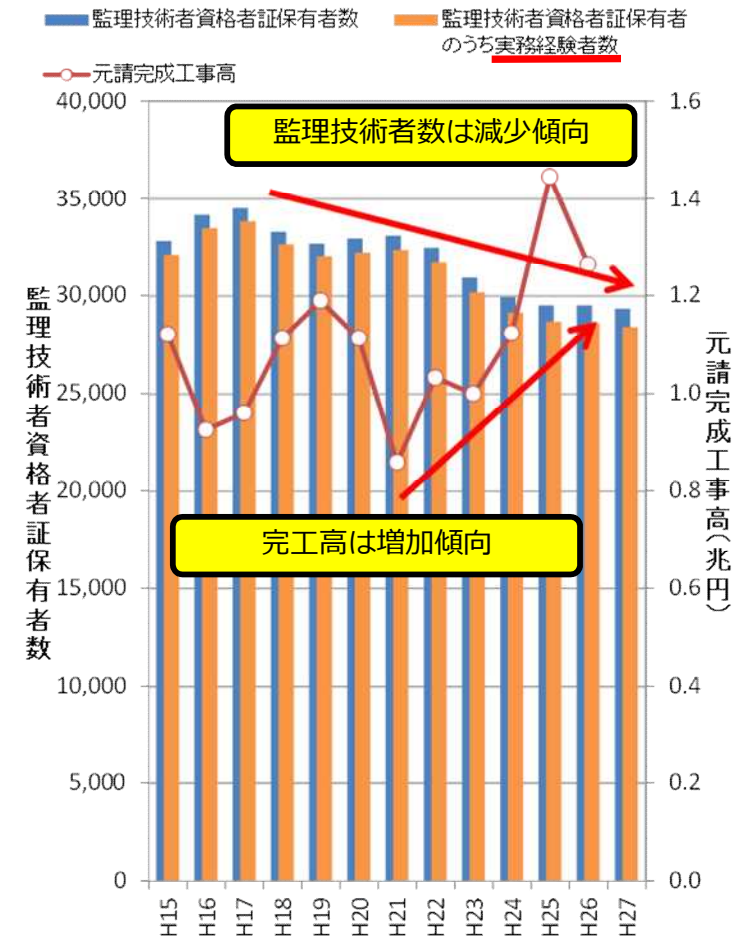
検定種目	級別	指定試験機関
建設機械施工	1級	(一社) 日本建設機械化協会
	2級	
土木施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	
建築施工管理	1級	(一財) 建設業振興基金
	2級	
電気工事施工管理	1級	(一財) 建設業振興基金
	2級	
管工事施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	
造園施工管理	1級	(一財) 全国建設研修センター
	2級	



◆改正後の検定種目 (改正前の6種目に以下を新設)

検定種目	級別	指定試験機関
電気通信工事施工管理	1級	(未定)
	2級	

◆電気通信工事の完工高・技術者数の推移



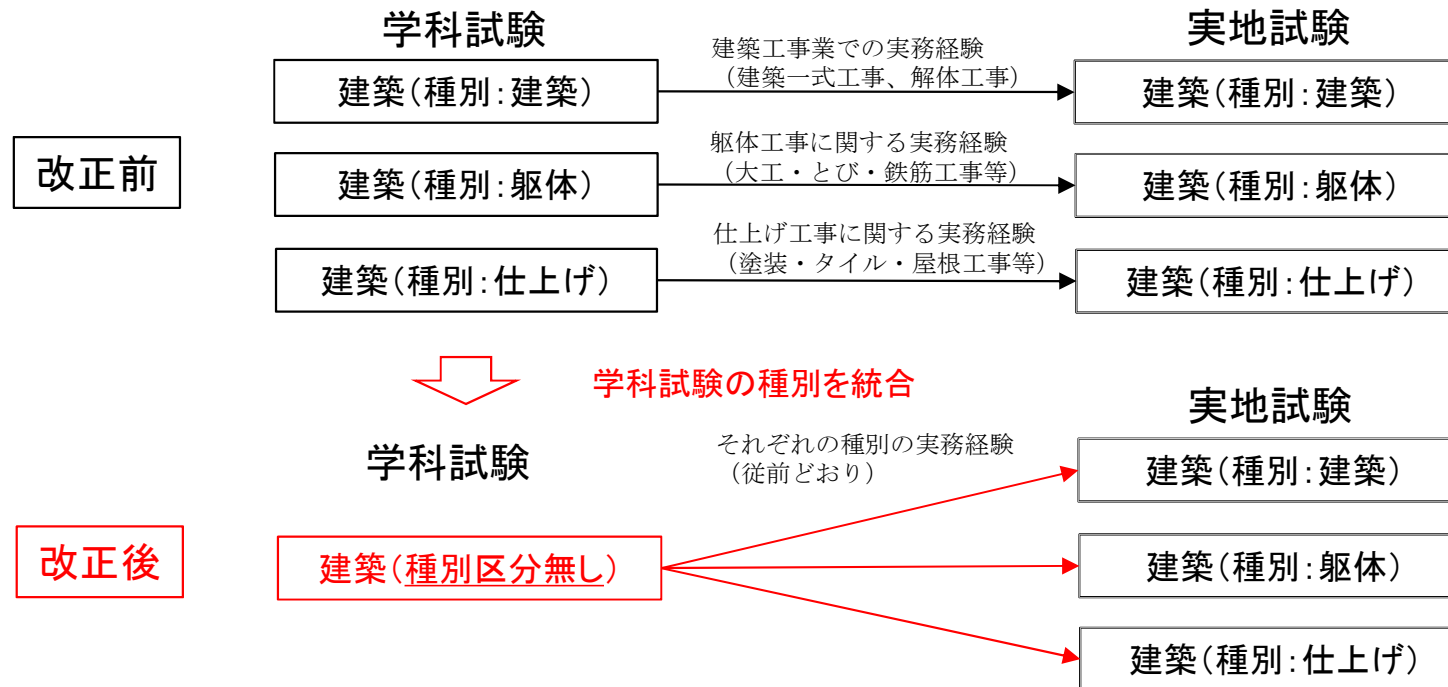
技術者1人あたりの工事量が増加傾向
将来的な技術者不足の懸念

② 2級建築施工管理技術検定の学科試験の種別の廃止

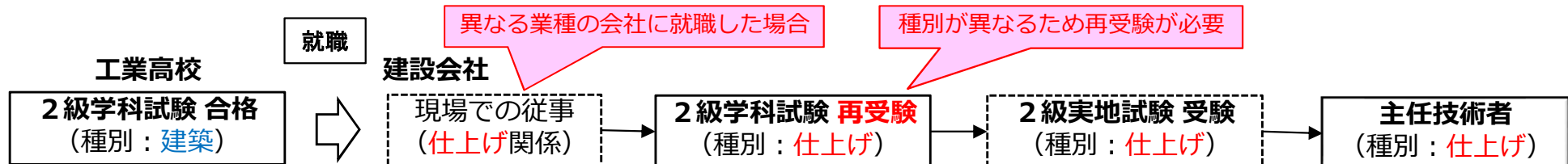
- 建築施工管理に係る2級の技術検定については、3つの種別（建築、躯体及び仕上げ）に細分して実施。
- 就職する前に学科試験に合格した場合でも、就職後の担当工事の種類によっては学科試験の受け直しが必要となり、先行取得するメリットが無くなる場合がある。
- 近年における施工方法の変化等に伴い、求められる知識等は種別を問わず共通化している。

⇒ 平成30年度試験より、学科試験の種別を廃止し、種別を問わず共通試験として実施。

＜改正概要＞



＜現状の課題(在学中受験者)＞



③登録基幹技能者の主任技術者要件への認定

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

<改正内容>

- 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。 (建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年2月末に公布、同年4月1日に施行を予定

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ↓ 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格) ↓ 認定・登録の推進 最終学歴に応じた 実務経験年数

登録基幹技能者の認定

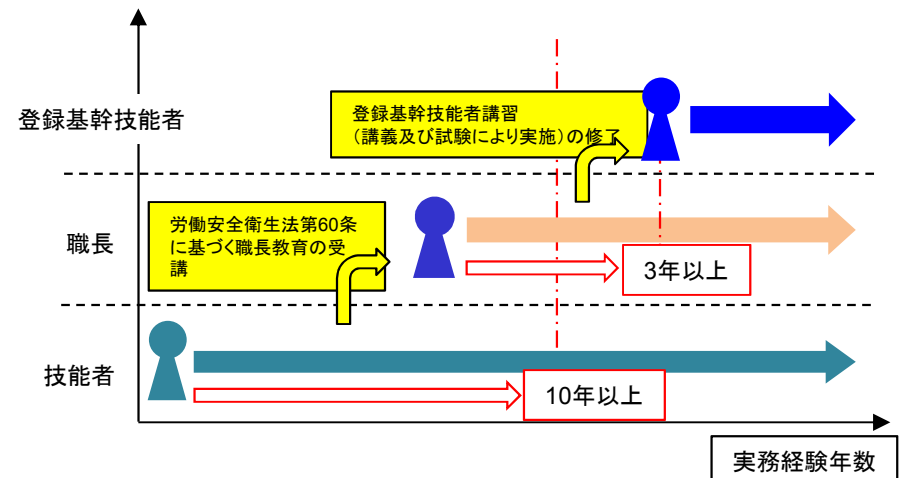
現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

[登録基幹技能者講習の受講要件]

- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
- ② 3年以上の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格(最上級の技能者資格等)の保有

[資格者数] 33職種(43機関) 56,977人(平成29年3月末現在)

登録基幹技能者となるための実務経験等について



現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待

技術検定の受験機会の拡大～2級学科試験の年2回化～

- ・土木及び建築の2種目で先行的に実施している2級学科試験の年2回化を来年度より全種目に拡大

○来年度(平成30年度)の2級技術検定のスケジュール

	1回目(学科)			2回目(学科・実地)		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
土木 ※1	3月7日～22日	6月3日	7月9日	7月9日～23日	10月28日	翌年1月10日(学科のみ) 翌年2月5日(学科・実地)
建築	3月9日～23日	6月10日	7月6日	7月6日～20日※2	11月11日	翌年1月25日(学科のみ) 翌年2月1日(学科・実地)
電気工事	3月9日～23日	6月10日	7月6日	7月6日～20日※2	11月11日	翌年1月25日(学科のみ) 翌年2月1日(学科・実地)
管工事	3月7日～22日	6月3日	7月9日	7月17日～31日	11月18日	翌年1月18日(学科のみ) 翌年2月22日(学科・実地)
造園	3月7日～22日	6月3日	7月9日	7月17日～31日	11月18日	翌年1月18日(学科のみ) 翌年3月6日(学科・実地)

※1 2級土木施工管理技術検定については、種別「土木」のみ学科試験を年2回実施

※2 平成29年度学科・実地同日受験者のうち、学科試験合格者については、2月2日～16日に申込を受付

	1回目(学科・実地)			2回目(学科)		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	3月2日～4月2日	6月17日(学科)	8月2日(学科)	9月20日～11月2日	翌年1月20日	翌年3月8日
		8～9月頃(実地)	11月21日(実地)			

参考：建設工事標準請負契約約款の改正について

現 状

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している （定期の競争参加資格審査等で確認）		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

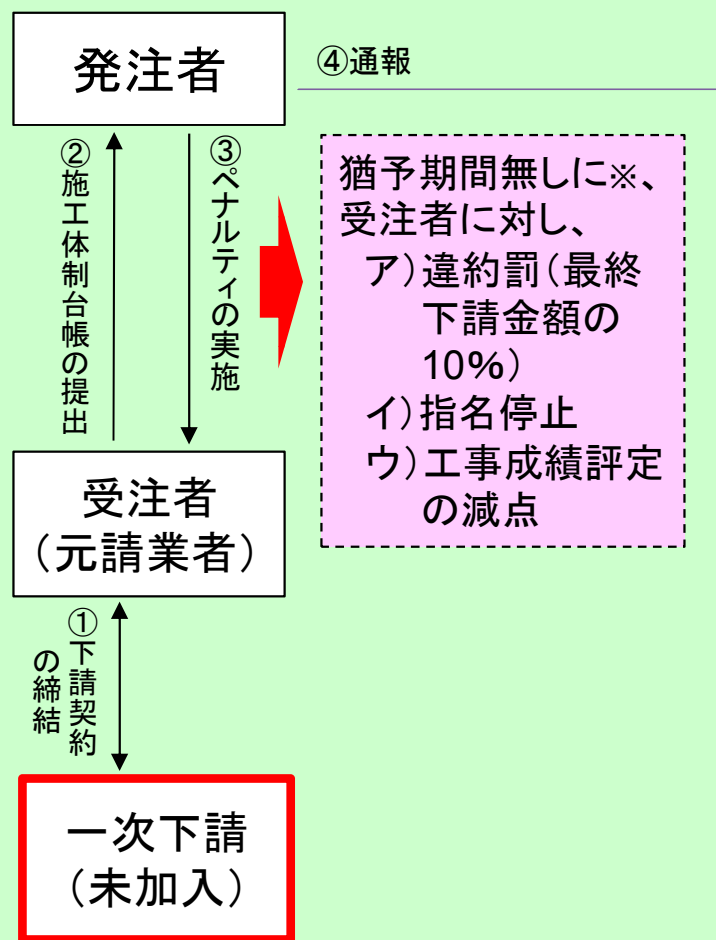
② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定（2次下請以降の限定も含む）		下請業者へのその他の対策を実施 （未加入業者の通報を含む）		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

改正の内容

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるような措置。

【一次下請が未加入】

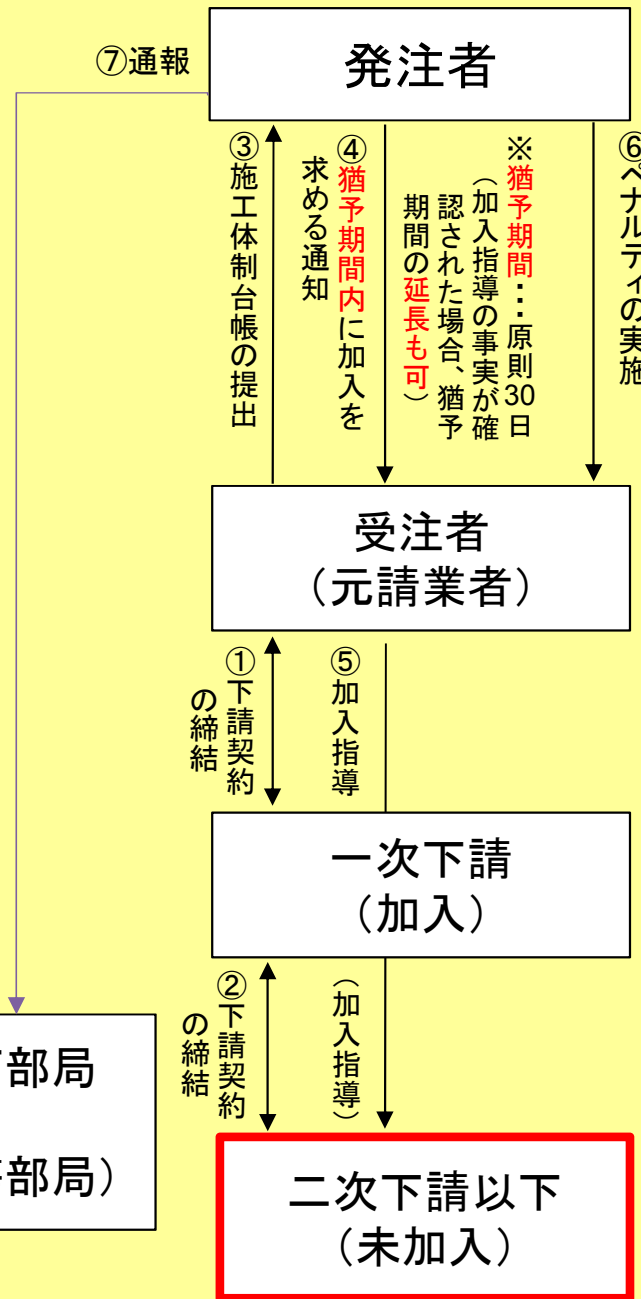


猶予期間無しに※、受注者に対し、

- ア) 違約罰(最終下請金額の10%)
- イ) 指名停止
- ウ) 工事成績評定の減点

※特別な事情がある場合、下請契約は可。(その場合であっても、発注者が指定する期間内に加入確認書類の提出が必要)

【二次下請以下が未加入】



※猶予期間：…原則30日
(加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長も可)

★H29.10から適用開始

猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者に対し、

- ア) 違約罰(最終下請金額の5%)
- イ) 指名停止
- ウ) 工事成績評定の減点

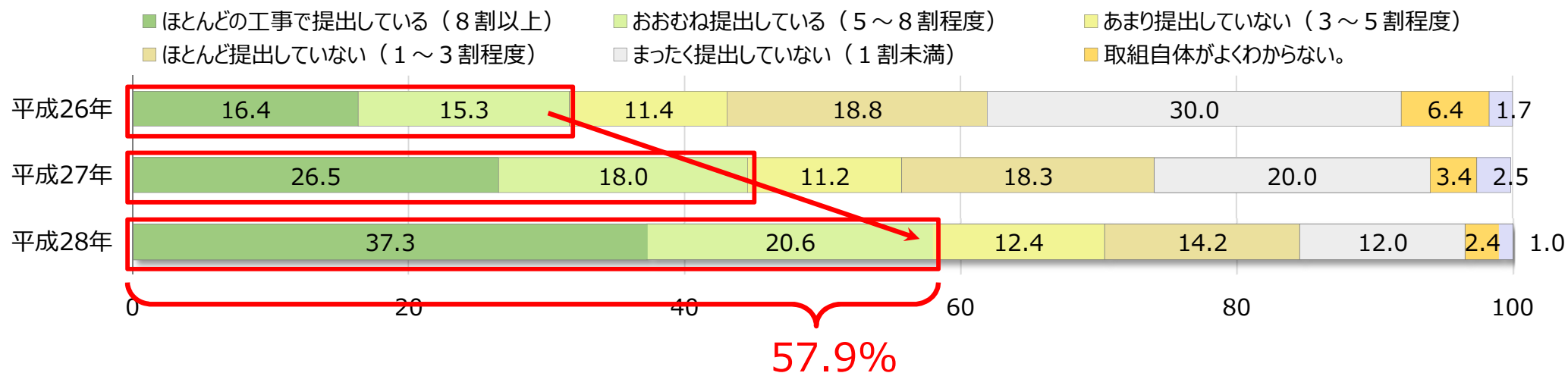
※特別な事情がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。(その場合であっても、加入指導は実施)

現状

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国土省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>

（出典）法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）



改正の内容

- 標準約款（公共／民間／下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文案】（民間約款・甲） ※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。